民報
藤島

2023年 9 月 17 日

第1415号

編　集　発　行
日本共産党藤島支部

生活相談所
加藤鉱一（宝徳）
TEL0235-64-3941
携帯090-8929-4221
ＨＰは「藤島 加藤鉱一」と検索で入力を。

発行経費にカンパをお願いしています。民報配布者にご連絡下さい
（月２００円程度）
9月 25人 14,680円
8月 32人 33,900円

米概算金１１００円上げ

ＪＡ庄内たがわ 販売手数料も増

ＪＡ全農山形は8日、令和５年産米の概算金（1等米60㌔）を決定。

これを受け、ＪＡ庄内たがわでは、ＪＡ全農概算金から、米販売手数料と検査手数料等を控除し、生産者概算金を発表しました。

昨年比で「雪若丸」と「はえぬき」は１１００円引き上げ、「つや姫」は据え置きとしました。

ＪＡ庄内たがわでは、全農の概算金から控除する手数料を、５００円から６００円に引き上げたため、ＪＡ鶴岡など他農協より概算金が１００円低くなりました。

（２頁へつづく）

令和５年産米　農協概算金単価表
JA庄内たがわ9/8発表/他農協より100円安

品種	R5	R4	増減
はえぬき	11,600円	10,500円	1,100円
ひとめぼれ	11,600円	10,500円	1,100円
コシヒカリ	12,000円	10,900円	1,100円
ササニシキ	11,600円	10,500円	1,100円
つや姫	15,800円	15,800円	0円
雪若丸	12,200円	11,100円	1,100円

※一般米はＪＡ米対比で△300円
※等級間格差２等＝１等より△600円、
３等＝２等より△1,000円

農協の米概算金

		ササニシキ			
西暦	年度	仮渡金			
1985	60	19,603円	21世紀に向けての農政の基本方針、プラザ合意、山形県が米10ｱｰﾙ当収量日本一613kg		
1986	61	19,601円	チェルノブイリ原子力発電所事故（4/26）、ガット・ウルグアイラウンド開始		
1987	62	18,487円	水田農業確立対策（麦・大豆等一般作物の転作補助金５万円/10ｱｰﾙ）、食料自給率50%		
1988	63	17,672円	牛肉、オレンジ輸入自由化決定		
1989	元年	20,000円	消費税３%導入、ベルリンの壁崩壊		
1990	2	19,000円	自主流通米価格形成機構設立（入札制度開始）、バブル経済崩壊		
1991	3	19,000円	はえぬき	牛肉・オレンジ輸入自由化、農政審「新政策」、湾岸戦争、ソ連消滅	
1992	4	19,000円	19,000円	地球環境サミット　農協の愛称「ＪＡ」	
1993	5	21,200円	20,700円	大冷害、12.24細川内閣GATT合意、農業経営基盤強化促進法（認定農業者制度）	
1994	6	19,300円	19,100円	ＷＴＯ協定	
1995	7	18,000円	17,800円	阪神淡路大震災、ＭＡ米輸入開始、食管法廃止、食糧法制定、住専問題、JA庄内たがわ合併	
1996	8	17,500円	17,200円	病原性大腸菌「O157 」による食中毒が全国各地で発生	
1997	9	15,500円	15,200円	消費税３%から５%へ、長期のデフレ経済に突入	
1998	10	15,200円	15,200円	自主流通米値幅制限廃止、食料自給率40%	
1999	11	15,000円	15,000円	食料・農業・農村基本法制定(価格政策から所得政策への転換)	
2000	12	12,600円	12,600円	中山間地域等直接支払制度、食料・農業・農村基本計画（2010年度に食糧自給率45%目標）、加藤の乱(11月)	
2001	13	13,800円	13,000円	米国同時多発テロ（9/11）、米の対テロ・ｱﾌｶﾞﾝ戦争(10/7)、小泉政権の構造改革路線	
2002	14	13,400円	12,800円	米政策改革大綱（市場重視、需給情報に基づき農業団体が生産数量配分）	
2003	15	17,000円	17,000円	冷害、食糧庁廃止、小泉・三位一体の改革始まる、ＢＳＥ感染牛確認、米のイラク戦争(3/20)	
2004	16	11,800円	12,000円	改正食糧法施行で流通規制の撤廃、売れる米づくり、新潟県中越地震（10/23）	
2005	17	12,200円	12,400円	新たな食料・農業・農村基本計画の制定、農林水産関係予算３兆円割る、平成大合併で鶴岡市６市町村合併	
2006	18	11,700円	11,700円	経営所得安定対策等大綱の決定（担い手への施策の集中化）、食料自給率40%割り込む	
2007	19	10,000円	10,000円	品目横断、農地・水・環境対策、34万ﾄﾝ緊急政府買入、全農18年産米飼料処理	
2008	20	12,300円	12,300円	つや姫	新潟県中越沖地震(7/16)、ﾘｰﾏﾝ・ｼｮｯｸ(9/15)、国際的な食料価格高騰、12月の1億2809万9千人をピークに人口減少へ
2009	21	12,300円	12,300円	13,000円	民主党政権(9月)、米関連３法(米粉・エサ米、トレサビ、改正食糧法)、農地法改正
2010	22	8,800円	9,000円	11,500円	米戸別所得補償モデル対策(H23から畑作含め農業者戸別所得補償制度) 10ｱｰﾙ当1万5000円
2011	23	10,500円	10,500円	14,100円	３・11大震災・福島原発事故、米穀価格形成センター廃止、米軍のイラク撤退(12/15)
2012	24	12,500円	12,500円	15,500円	国際協同組合年、人・農地プラン、青年就農給付金、第2次安倍政権(12月)
2013	25	11,000円	11,000円	13,700円	戸別所得補償から経営所得安定対策へ、規制改革会議、農地中間管理機構(12月)
2014	26	8,500円	8,500円	12,500円	消費税8%(4月)、経営所得安定対策10ｱｰﾙ当7500円に削減、多面的機能支払など日本型直接支払い、国際家族農業年
2015	27	10,000円	10,000円	15,000円	農協法改正・農業委公選制廃止(16.4施行)、日豪EPA(1/15)、戦争法(9/19)、TPP大筋合意(10/5)
2016	28	11,000円	11,000円	15,000円	TPP署名(2/4)，熊本地震(4/14-)，参院選(7/10)野党統一，規制改革推進会議(9/7)，食料自給率38%
2017	29	12,000円	12,000円	15,200円	雪若丸	種子法廃止など農業改革８法，日欧EPA妥結(12月)，国連総会で2019年から「家族農業の10年」採択
2018	30	12,400円	12,400円	15,500円	13,100円	西日本豪雨(6/28-7/8)，弾丸台風(9/5)・胆振東部地震(9/6)，TPP11発効(12/30)，7500円廃止，自給率37%
2019	元年	12,500円	12,500円	15,800円	13,400円	収入保険，日欧EPA発効(2/1)，山形県沖地震M6.7(6/18)，JA全中一般社団法人(9/30)，消費税10%(10月)，自給率38%
2020	2	11,700円	11,700円	15,800円	12,400円	日米貿易協定(1/1)，新たな食料・農業・農村基本計画(3/31)，新型コロナで緊急事態宣言(4/7)，自給率37%
2021	3	9,500円	9,500円	15,300円	10,100円	日英EPA発効(1/1)，凍霜害(4/11)・雹害(5/26)，みどりの食料ｼｽﾃﾑ戦略(5月)，米軍のｱﾌｶﾞﾝ撤退(8/30)，自給率38%
2022	4	10,500円	10,500円	15,800円	11,100円	RCEP発効(1/1)，ﾛｼｱのｳｸﾗｲﾅ侵攻(2/24)，円安原油高，資材価格高騰(3月～)，みどりの食料ｼｽﾃﾑ法施行(7/1)，安倍元首相銃撃死(7/8)，食・農・農村基本法見直しと食料安保強化指示(9/9)，労働者協同組合法施行(10/1)，鶏ｲﾝﾌﾙ(12/8)
2023	5	11,600円	11,600円	15,800円	12,200円	鶴岡市ｵｰｶﾞﾆｯｸﾋﾞﾚｯｼﾞ宣言(3/31)，ＪＡ全農の新会長にＪＡ山形中央会長の折原敬一氏(7/28)，食料自給率38%(8/8)，福島原発汚染水放出(8/24)，酷暑で鶴岡市農作物高温対策本部(8/25)， 新規就農者4万5840人で初の5万人割れ(8/30)

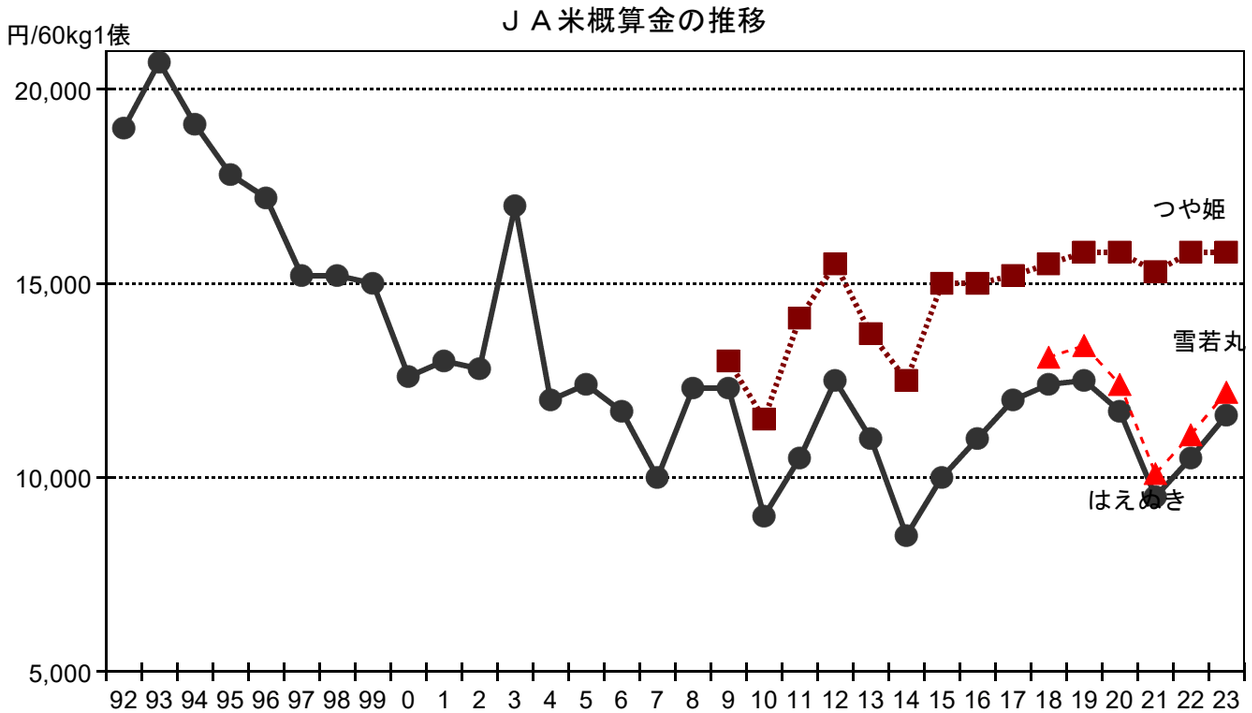

（前頁からつづき）

ＪＡ庄内たがわは、農協直接販売米の手数料引き上げで、農直米の販売強化とその必要経費を確保し、農家所得の増大を目指すとしています。

ＪＡ庄内たがわの農直米は、全体の約5割を占め、全農委託販売と比べ、約3００円高で取引を実現しているとのことです。

概算金は、秋田県が１０００円増（９／８）、宮城県が１２００円増（９／８）、福島県が１３００円～１９００円増（９／11）、岩手県が１４００円増（９／12）ですが、一方、新潟県は高価格帯苦戦で２００円増（８／24）です。

東田川史跡物語

現存郡会議事堂の前身

青山　崇

当史跡では、現存郡会議事堂築年は１９０３（明治36）年頃とされているが確定ではない。前身議事堂の有無、位置、築年などは不明で、諸資料からヒントをえて解明を進めたい。

『保存修理工事報告書』掲載の山形新聞（以後山新）、出羽新聞（以後出羽新）の記事である。

出羽新（明治19年８月22日）は、連合村会（一郡連合会）は、「共有議事堂」を仮郡役所に貸すことに決定。「共有議事堂」とはどういうものか説明がないが、当時力のあった一郡連合村会と郡の共有と思われる。

郡会は正規に制定されていないこともあって、一郡連合会との関係では力が弱かったと思われる。

いずれにしろ記事の日付以前に議事堂があったことになる。それは、明治14年頃建設の郡役所の裏に建っていた建物であろう。（写真の枠組み部分拡大図）

『保存修理工事報告書』掲載年表は、郡役所と郡会議事堂建設を記している。郡会議事堂建立の信憑性が高く、火災からも免れたと思われる。

しかし、平屋建てで県指示に遠く、現存郡役所建築前後に改築されたと思われる。

だから、出羽新（明治24年６月20日）の記事、久我尼宮の休憩所ともなったのであろう。

なお同宮は、平安後期からの由緒で、明治には華族。戦後女優となった久我美子（くがよしこ）は、ここの出で異色として話題になった。

きびちょ

空港は果たして

赤信号みんなで渡れば怖くない・の部類と言うべきか。それは国が沖縄県に出した、辺野古埋め立て工事の異議申し立てに対する最高裁の判決の事。

▲判例として残るから、誰がいつ出した・という事で、長く批判の的になるであろうとは、俺の推測だ。全く持って、よくもこんな判決を出したものだと可哀そうに思うんだ。これは、司法の独立を捨てて、司法が行政に忖度したとしか思われない判決だからだ。

▲しかも、小法廷５人全員の考えだというから、みんなで渡れば・という事になるが、反対が一人もいなかったとはネ～。時代かナ～。裁判所までが、国に逆らってはダメ・を国民に教えようとするものにも見えるんだが。

▲いけない点は、行政不服審査法を使ったことだ。この法律は、個人と行政とにいさかいが起きた時に、個人を救済する審査をする為の法律で、最高裁がこれを使ったことは、立法の精神を考えない無茶をしたとしか言いようがないという事。

▲県が国の設計変更を認めなかったのは、軟弱地盤の力学試験をしていない点もあるんだが、判決はこれに触れていないんだと。だから最高裁は、工事が成り立つかどうかは考えないで、県は国の言う事を聞け・という事だ。地方自治を認めない無茶というしかない。

▲しかも、水面下90ｍの工事となると、今の技術では、70ｍまでしか出来ないんだってサ。耐震基準は、空港基準ではなく、港湾基準を使っているんだってヨ。これで完成した空港は果たして？（石川）